

○京丹後市名誉市民条例

平成19年3月29日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、産業経済又は社会文化の振興及び発展に顕著な功績のあった者に対して、その功績をたたえ、もって本市の産業経済又は社会文化の振興及び発展に資することを目的とする。

(称号の授与)

第2条 市長は、市民又は市に縁故の深い者で、公共の福祉の増進、学術、技芸その他広く産業経済又は社会文化の振興発展に貢献し、その功績が卓絶で郷土の誇りとする者に対して、京丹後市名誉市民(以下「名誉市民」という。)の称号を贈る。

(選定)

第3条 名誉市民は、市長の委嘱する選考委員会の推挙を得て市議会の議決により選定する。

(顕彰)

第4条 市長は、名誉市民の称号を証する顕彰状及び名誉市民章を贈るとともに、その旨を市広報紙への掲載その他の方法により公表し、顕彰するものとする。

2 故人(市制施行日以後死亡した者)に対して追贈するときは、故人に名誉市民の称号を贈るほか、名誉市民章は、これを遺族に贈呈する。

(待遇)

第5条 名誉市民に対しては、次の待遇をすることができる。

- (1) 市の行う儀式、祝祭行事その他の公会への招待
- (2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める待遇

(称号の取消し)

第6条 市長は、名誉市民が本人の責めに帰すべき行為により著しく名誉を失った場合は、市議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、合併前の峰山町名誉町民条例(平成7年峰山町条例第13号)、大宮町名誉町民条例(平成15年大宮町条例第20号)及び弥栄町名誉町民条例(平成8年弥栄町条例第1号)に基づき顕彰された名誉町民は、第4条の規定により顕彰された名誉市民とみなし、第5条及び第6条の規定を適用する。